

議第110号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例
京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。
本則中「右京区太秦蜂岡町31番地」を「右京区太秦下刑部町12番地」に改
める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

右京区役所の位置を変更する必要があるので提案する。